

## 企業支援ネットワーク利用規約（利用者用）

### 1. 目的

一般社団法人 日本皮革産業連合会（以下、「皮産連」という。）は、皮革産業の振興・発展を図るにあたり「やる気のある団体・企業を応援」することが重要と考えています。このため、この「企業支援ネットワーク」では、皮革産業に特化した様々な専門知識・実務経験やノウハウを持つアドバイザーを登録し、必要とされ

るアドバイザーによる支援を提供し、皮革産業に携わる企業及び正会員（26団体）がかかえる様々な困難な局面を開くことを目的とします。

なお、企業支援ネットワーク利用規約（以下、「当規約」という。）は、皮革産業に携わる企業及び正会員（26団体）が企業支援ネットワークを利用するにあたって必要な事項を定めるものとします。

### 2. 定義

(1) 当規約において「利用者」とは、企業支援ネットワークによるアドバイザー支援を受けることのできる皮革産業に携わる企業及び正会員（26団体）を指します。

(2) 当規約において「アドバイザー」とは、企業支援ネットワークに登録された皮革産業に特化した製品技術、管理、販売、デザインなどの各分野の専門家を指します。

(3) 当規約において「事務局」とは、皮産連の企業支援ネットワーク担当を指します。

(4) 当規約において「審査会」とは、アドバイザー支援の利用申請などを審査する人材マッチング事業委員会を指します。なお、この審査会は人材養成委員会 人材マッチング事業委員会が主催します。

### 3. アドバイザー支援費用

(1)の目的を達成するため、皮産連は、利用者に皮革産業に特化したアドバイザーによる支援を提供します。

ただし、利用者にはアドバイザー支援に要する費用（専門家謝金）の3分の1相当額を負担していただきます。※旅費を要する場合は専門家謝金及び旅費の合算額の3分の1相当額を負担していただきます。

また、海外旅費等については一切支払われませんのでご留意願います。

なお、1 団体または1 企業あたり年度内に皮産連が支援できる上限額は50 万円までとします。

また、専門家謝金及び旅費の算出については、次の規約・規則を根拠とする。

■専門家謝金は下記の通り定める。

1時間につき 13,000円以内 1日100,000円までを限度とする。

■（参考）社団法人日本皮革産業連合会 役員及び委員旅費規則（一部抜粋）

（旅費の計算）

第4 条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

但し、職務又は事業の遂行上最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

3. 車賃、宿泊料及び日当は別表1，別表2及び別表3 の定額による。

4. 別表1，別表2 及び別表3 の定額は、経済の変動に応じて会長が定める。

別表2 宿泊料 1 泊13,000 円

#### 4. アドバイザー支援の流れ

##### (1) アドバイザーの公開情報閲覧

利用者は、皮産連のホームページ（<http://www.jlia.or.jp/>）内にある「企業支援ネットワークweb サイト」より、当規約の遵守に同意のうえ、アドバイザーの公開情報（性別、年齢、アドバイス可能な専門分野・得意分野、自己PR・メッセージ）を閲覧し、最適なアドバイザーを選ぶことができます。

##### (2) アドバイザーの情報開示依頼

利用者は、アドバイザーの全登録情報（氏名、連絡先、最終学歴、職歴、職務内容、支援経験、保有資格、支援条件など）を必要とする場合には、「情報開示依頼書」（様式 1）を事務局に提出します。事務局は当該開示依頼を相当と認めるときは、これを開示します。ただし、得られた情報を無断で第三者に漏らすことはできません。

##### (3) アドバイザーへの支援依頼・交渉

アドバイザーの全登録情報を検討したうえでアドバイザー支援を求める場合は、まず直接、アドバイザーに支援依頼および交渉（支援内容・日程・場所・費用など）をお願いします。

##### (4) アドバイザー支援の利用申請

アドバイザーよりアドバイザー支援の応諾が得られましたら、アドバイザー支援の内容・日程・場所・費用などを含む「利用申請書」（様式 2）を事務局に提出してください。

##### (5) 利用申請の審査と利用承認

事務局は、利用申請された内容を審査会に諮り、次の事項に該当しないものについては、利用者に対し負担金・支払期限などを含む「利用承認書」（様式 3）を通知します。なお、利用申請から利用承認までに最大1か月かかる場合があります。

ア. 申請代行や市場調査など実務的な業務をともなうもの

（ただし、実務的な業務であっても、デザインによる付加価値の高い製品開発等の新規事業に限り、その利用を認める。）

イ. 取引先などの斡旋を行うもの

ウ. 自助努力の範囲と判断されるもの

エ. その他審査会が相当でないと判断するもの

##### (6) 負担金の支払い

利用者は、利用承認書に記載された負担金を支払期限までに、皮産連が指定する口座に振り込むものとします。なお、支払期限までにお振込みがない場合は、アドバイザー支援を受けられても皮産連は一切アドバイザー支援の費用を支払いません。

##### (7) アドバイザー支援の依頼

事務局は、利用者から負担金の支払いを支払期限までに確認した場合は、アドバイザーに対し支援内容・日程・場所・費用などを含めた「支援依頼書」（様式 4）を通知します。

##### (8) アドバイザー支援の実施

利用者は、利用承認書に記載された支援内容・日程・場所・費用などに基づき、アドバイザー支援を受けます。なお、アドバイザー支援の現場を事務局が視察させていただく場合があります。

##### (9) 活用レポートの提出

利用者は、アドバイザー支援終了後20 日以内に「活用レポート」（様式 5）を事務局に提出しなければ

ばなりません。なお、皮産連は、活用レポートの概要を「活用事例」として「企業支援ネットワークwebサイト」に利用者と内容を相談のうえ掲載させていただきます。

#### (10) アドバイザー支援の不履行

ア. 皮産連が、視察などの結果、利用承認書に記載されたアドバイザー支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、皮産連は、支援依頼を解除するとともにアドバイザー支援の費用を支払わず、利用者に負担金を返金します。

イ. 利用者が、利用承認書に記載されたアドバイザー支援が明らかに実行されなかったと判断した場合、利用者は、アドバイザー支援終了後3日以内に限り、「不履行報告書」（様式 7）を事務局に提出することができます。事務局は、報告された不履行の内容を審査会に諮り、審査会が報告の内容を相当と認めた場合、皮産連は、支援依頼を解除するとともにアドバイザー支援の費用を支払わず、利用者に負担金を返金します。

#### 5. プライバシーポリシー

皮産連は、企業支援ネットワークの運営に際し、プライバシーの保護に配慮し、企業支援ネットワークを通じて収集した情報は、名簿の作成、本人への連絡など企業支援ネットワークの円滑な運営のために利用します。

#### 6. 利用者の自己責任

(1) アドバイザーの紹介およびアドバイザーによる支援などに関しては、皮産連は一切責任を負いません。

(2) 皮産連は、アドバイザー支援後に利用者がアドバイザーと個別に契約を結ぶことや業務を依頼することなどを妨げるものではありませんが、個別契約や依頼などの結果トラブルが生じた場合、皮産連は一切責任を負いません。

#### 7. 著作権

(1) 企業支援ネットワークから得た情報を複製、販売、出版、その他事業などに利用する場合には、著作権者および皮産連の事前承諾を得なければなりません。

(2) 企業支援ネットワークから得た情報を著作権者に無断で第三者に漏らしたり、事業化したりすることはできません。

#### 8. 禁止事項

(1) 利用者が次の項目に抵触する行為を行った場合、その行為に関する責任は当該利用者に帰属し、皮産連は一切責任を負いません。

また、利用者が故意または過失により企業支援ネットワークの運用などに障害をもたらした場合、当該利用者は皮産連に対し損害を賠償しなければならないものとします。

ア. 他の利用者またはアドバイザーの名を騙り、あるいは自己の情報を偽って情報発信を行うこと

イ. 第三者の著作権およびその他の権利を侵害する行為

ウ. 第三者を誹謗、中傷および公序良俗に反する行為

エ. 虚偽の情報を発信する行為

オ. アドバイザーの了解なく、アドバイザーの公開情報（性別、年齢、アドバイス可能な専門分野・得意分野、自己PR・メッセージ）を除く個人情報や他人に漏らすこと

カ. 企業支援ネットワークにおけるアドバイザー支援に関して、アドバイザーに金銭や物品などを供与したり、特別な便宜をはかること

キ. その他、皮産連が不適切と判断した行為

(2) (1)の禁止事項または次の条件に該当すると皮産連が判断した場合、皮産連は利用者の資格の喪失をすることがあります。

ア. 記載事項に虚偽の内容があった場合

イ. 企業支援ネットワークに対する妨害行為があった場合

ウ. その他、当規約に違反した場合

## 9. 運営の停止

(1) 皮産連はコンピュータシステムなどの保守、災害などの不可抗力、その他の理由により企業支援ネットワークの運営を停止することがあります。

(2) 企業支援ネットワークの運営は、当該年度の予算の範囲内で行うものとし、予算の執行状況により、年度の途中であっても皮産連は企業支援ネットワークの受付を終了することがあります。

(3) 皮産連の業務時間は平日午前9時00分から午後5時15分までとし、土曜日、日曜日、国民の祝日その他皮産連の休業日は業務時間外とします。

## 10. 免責事項

(1) 皮産連は企業支援ネットワークのより完全な運用に努力しますが、運用の中断・停止または廃止により利用者に損害が生じた場合、皮産連は免責されるものとします。

(2) 皮産連は、利用者が企業支援ネットワークの利用によって得る情報の正確性、完全性、有用性を保証しません。

また、皮産連は利用者が企業支援ネットワークの利用により生じたいかなる損害についても、その責を負いません。

(3) 利用者が企業支援ネットワークの利用に際し、他の利用者またはアドバイザー、第三者に損害を与えた場合、利用者は自己の責任においてこれを処理・解決するものとします。

## 11. 規約の変更

(1) 皮産連は利用者の承諾を得ることなく当規約を変更することがあります。その場合、利用者が引き続き企業支援ネットワークを利用することによって、当該利用者はかかる規約の変更を承諾したものとみなします。

(2) 企業支援ネットワークの利用に関して当規約により解決できない問題が生じた場合には、利用者は皮産連の指示に従うこととします。

## 12. 管轄裁判所

利用者と皮産連との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。